

若手社員の必須研修！

フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育科

労働安全衛生法により、
高さが2 m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な
ところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のもの
を用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）
を行う労働者は、特別教育（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を
受けなければなりません。
当協会では、以下の日程で当該特別教育を実施いたします。
是非受講ください。



日程

令和6年1月26日(金) 9:00～16:30

会場

新居浜市ものづくり産業振興センター
新居浜市阿島一丁目5番50号

受講料

17,050円（協会社員企業の方）
21,450円（協会社員企業以外の方）（税込、テキスト代込）

定員

20名

申込
方法

添付の「受講申込書」に、必要な事項をご記入の上、協会事務局
までお申し込みください。申込受付後、受付完了の連絡を電話な
どでお知らせいたします。講習前1週間前後に「受講確認連絡
票」を送付いたします。

※ 当協会の研修は、新居浜市の「人材養成補助事業」、西条市の「人材育
成補助事業」の対象です（補助の詳細は、各市にお問合せください。）

応募
締切

令和6年1月5日(金曜日) 必着

主 催

愛媛県東予地域における、ものづくり人材育成教育の総合支援機関

一般社団法人 新居浜ものづくり人材育成協会

〒792-0896 新居浜市阿島一丁目5番50号

TEL: 0897-47-5601 FAX: 0897-47-5602

E-Mail: info@niihamagenki.jp URL: <http://niihamagenki.jp>

